

令和6年度 豊田市環境審議会 第4回専門部会（循環型社会）
次第

日時：令和7年2月20日（木）午前10時から

開催場所：市役所東庁舎 7階 東大会議室3

1 部会長御挨拶

2 議 題

- ・次期豊田市一般廃棄物処理基本計画について（報告・協議）

3 その他

- ・意見交換

（資料0） 次期豊田市一般廃棄物処理基本計画（骨子案）

（資料1-1）豊田市一般廃棄物処理基本計画の概要

（資料1-2）部会での主な委員意見への対応

（資料1-3）次期一般廃棄物処理基本計画における各事業の整理

（補足資料）豊田市一般廃棄物処理基本計画（素案）

＜次回開催の御連絡＞

○環境審議会本会議

開催日時：令和7年3月14日（金）午前10時00分から正午

会場：豊田市役所 南庁舎5階 南51会議室

■ 循環型社会部会 委員名簿

(敬称略、部会長以下五十音順)

氏名		職名等
部会長	谷口 功	椋山女学園大学 情報社会学部 教授
	梅村 良	とよたエコライフ倶楽部 運営委員
	川上 正弘	豊田市区長会
	竹内 徹	市民公募
	長谷川 陽一	あいち豊田農業協同組合 常務理事
	前田 洋枝	南山大学 総合政策学部 教授

次期豊田市一般廃棄物処理基本計画（骨子案）

第1章 計画策定の基本的事項

背景と目的、計画の位置付け、計画期間、対象区域

⇒前回部会で報告済、詳細については素案：1 p から 4 p を参照

第2章 地域の概要

人口動態、人口及び世帯数、産業特性、事業所数及び従業者数等

⇒本日概要報告、詳細については素案：5 p から 12 p を参照

第3章 ごみ処理の現状及び課題

3. 1 現在のごみ処理体制

ごみ分別区分と収集方法、ごみ処理施設等の概要、ごみ処理体制、ごみ処理フロー

3. 2 ごみ排出・処理等の状況

3. 2 - 1 ごみ排出・処理実績

3. 2 - 2 ごみの組成

3. 2 - 3 食品ロスの発生状況

3. 2 - 4 一般廃棄物処理経費

3. 2 - 5 一般廃棄物処理に関わる温室効果ガスの排出量

3. 2 - 6 これまでの成果（前回計画の実績と評価の概要）

3. 2 - 7 施策の取組状況

3. 2 - 8 他の自治体、県の計画との比較評価

3. 3 ごみ処理の課題

⇒本日概要報告、詳細については素案：13 p から 52 p を参照

第4章 ごみ処理基本計画

4. 1 一般廃棄物の将来予測

4. 1 - 1 ごみ量予測

⇒前回部会で報告済、詳細については素案 53 p を参照

4. 2 計画の基本フレーム

4. 2 - 1 基本理念

4. 2 - 2 施策の柱

4. 2 - 3 市民・事業者・行政の役割

⇒1、2 については前回部会で報告済、3 については本日概要報告
詳細については素案：54 p から 57 p を参照

4. 3 計画目標

4. 3 - 1 目標値の設定

4. 3 - 2 指標設定の考え方

4. 3 - 3 減量目標によるごみ排出量等の見通し

⇒**前回部会での意見を踏まえ、今回再度協議**

4. 4 計画の実現に向けた施策

4. 4 - 1 廃棄物の発生抑制の促進

4. 4 - 2 資源の循環利用の促進

4. 4 - 3 廃棄物処理の脱炭素化

4. 4 - 4 廃棄物の適正処理の推進

4. 4 - 5 持続可能な廃棄物処理体制の構築

4. 4 - 6 学習機会・知識の提供・情報発信

4. 4 - 7 共働の推進

⇒**前回部会での意見を踏まえ、今回再度協議**

4. 5 計画の推進体制と進行管理

4. 5 - 1 計画の推進体制

4. 5 - 2 計画の進行管理

⇒**本日概要報告、素案：78pから79pを参照**

4. 6 安定的なごみ処理体制の確保に向けた施設整備の検討

4. 6 - 1 施設整備見通し

4. 6 - 2 次期施設に求められる役割等

⇒**本日概要報告、詳細については素案：80pから82pを参照**

第5章 生活排水処理基本計画

5. 1 生活排水処理の現状と課題

5. 2 基本方針・目標値の設定

5. 3 し尿・浄化槽汚泥処理計画

5. 4 目標達成及び生活環境対策に向けて

⇒**本日概要報告、詳細については素案：83pから93pを参照**

一般廃棄物処理基本計画

5-1 計画目標※前回部会での意見を踏まえ、今回再度協議

10 年間の計画期間を前期と後期に分け、令和 12 年度を中間目標年度、令和 17 年度を最終目標年度とする。中間目標年度においては、前期計画期間の状況を踏まえ、必要に応じて計画の見直しを行う。

脱炭素化と資源循環の促進に対する指標として、新たに④**家庭系ごみの分別適正率**を設定（補足資料 1-4 参照）

指標	目標値（案）	基準年度 令和 5 年度	目標年度 令和 17 年度
① 1 人 1 日当たりのごみ排出量			
i）家庭系ごみ（燃やすごみ）		467.5 g	422.6 g
ii）家庭系ごみ（総排出量）		589.4 g	544.82 g
② 燃やすごみ排出量（家庭系＋事業系）		99,671 t /年	89,544 t /年
③ 最終処分量（直接埋立）		1,226 t /年	1,097t/年
④ 家庭系ごみの分別適正率※			
i）プラスチック使用製品廃棄物		21.7%	40.45%

※分別適正率＝資源化量/（燃やすごみ中の資源混入量＋資源化量）

6.生活排水処理基本計画※今回報告

本市で発生する生活排水の処理方針を定めるとともに、生活排水処理を行う過程で発生する汚泥等の処理方法等を含めた計画を策定する。

基本方針 ①集合処理及び個別処理両輪での、水環境への負荷低減のための取り組みの推進
②し尿・浄化槽汚泥の効率的な収集運搬体制の構築
③し尿・浄化槽汚泥の効率的・安定的な処理体制の維持

目標：汚水処理人口普及率※2の向上

※2 公共下水道、集落排水、合併浄化槽等の生活排水処理施設を利用できる人口の割合

7.ごみ処理施設の整備※今回報告

本市が所有している清掃施設の状況を把握し、計画期間内における施設の延命化対策や整備の時期等を整理する。

年度	R 8	R 9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18以降
渡刈CC	延命化修繕		稼働								
藤岡P	稼働										
新焼却施設	計画等検討期間 ※今後の検討状況によるため、以降のスケジュールは未定であり、イメージを示すものである										設計・建設 ※詳細時期未定
プラ資源化施設	稼働		製品プラスチックの再商品化事業に応じて在り方の検討								
緑のRC	稼働										
G・Cふじの丘（第Ⅰ期）	稼働										
G・Cふじの丘（第Ⅱ期）	計画等検討期間 ※今後の検討状況によるため、以降のスケジュールは未定であり、イメージを示すものである										
勘八不燃物処分場	浸出水処理施設改良		稼働								

5-2. 施策の体系
※前回部会での意見を踏まえ、今回再度協議

施策の柱	基本施策	事業（抜粋）
1	家庭系ごみの発生抑制	食品ロス削減に向けた啓発・情報発信事業
	事業系ごみの発生抑制	事業者・従業員向け啓発・勉強会事業
	使用済製品等の再使用の促進	搬入ごみ等再利用施設「リユーススポット」事業
2	資源の再生利用の促進	製品プラスチックの再商品化の検討・促進事業
	新たな資源化方法の検討	使用済み紙おむつの再生利用の検討事業
3	バイオマス・再生材利用等の検討	バイオマス・再生材利用等の導入検討事業
	廃棄物からのエネルギー回収・活用の推進	植物性廃食用油資源化事業
	効率的・安定的な収集・運搬体制の構築	ごみ収集サポートシステム導入事業
4	不適正排出防止への対策強化	リチウムイオン電池対策事業
	不法投棄・不適正処理への対策強化	DX・AI・IoT を活用した不法投棄等の早期発見・対策の検討事業
5	災害廃棄物処理体制の強化	災害廃棄物処理体制の整備
	安定かつ効率的なごみ処理体制の構築	次期施設整備及び運営事業の検討事業
	費用負担の在り方の検討	ごみ処理費用負担の検討事業

各事業の基盤

6	分かりやすい情報の公開・発信	戦略的な情報発信
7	各主体との連携体制構築と市民参加の機会創出	ごみ処理や資源循環について、関係主体と連携した市民が学ぶ・自ら考える仕掛けづくり

8.パブリックコメントまでのスケジュール（案）

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月
パブリックコメント						実施	
環境審議会			第 3 回		第 4 回		
部会	第 3 回	第 4 回			第 5 回		
一般廃棄物処理基本計画			素案完成				

1.豊田市におけるごみ処理の現状と課題

- ごみ処理の現状
- 課題
- ★ごみ処理の現状から得られた課題
- ①ごみの排出状況
- ★ヒアリング等から得られた課題
- ②資源回収に対する市民利便性向上
- ③ゼロカーボンシティに向けた廃棄物分野の対応強化
- ④地域特性を踏まえた持続可能な廃棄物処理
- ⑤他部局/市民団体等との連携強化
- ⑥情報発信

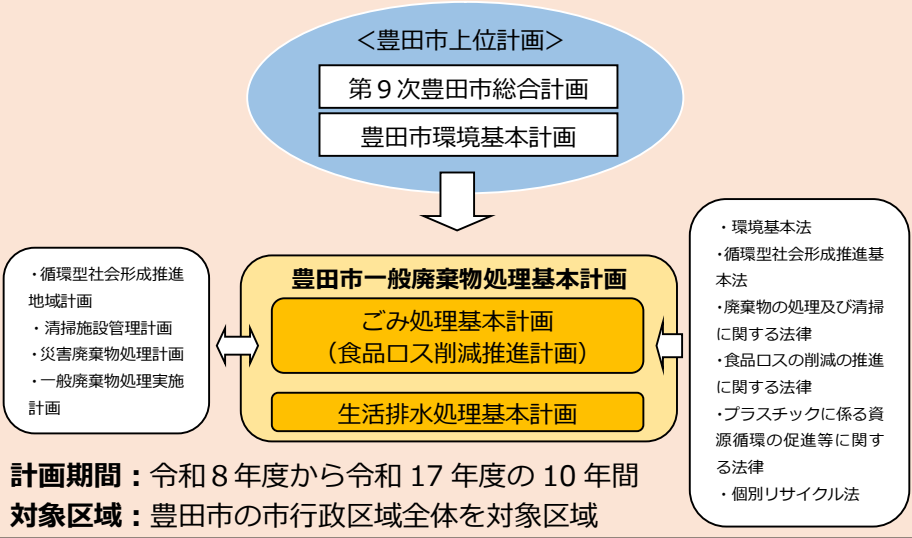
2.基本理念

『ミライにつながる循環型のまちをめざして』
市民・事業者・行政の各主体がつながり
取り組みやすい仕組みと体制をつくります

3.施策の柱

1	廃棄物の発生抑制の促進
2	資源の循環利用の促進
3	廃棄物処理の脱炭素化
4	廃棄物の適正処理の推進
5	持続可能な廃棄物処理体制の構築
1～5 の基盤となる施策の柱	
6	学習機会・知識の提供・情報発信
7	共働の推進

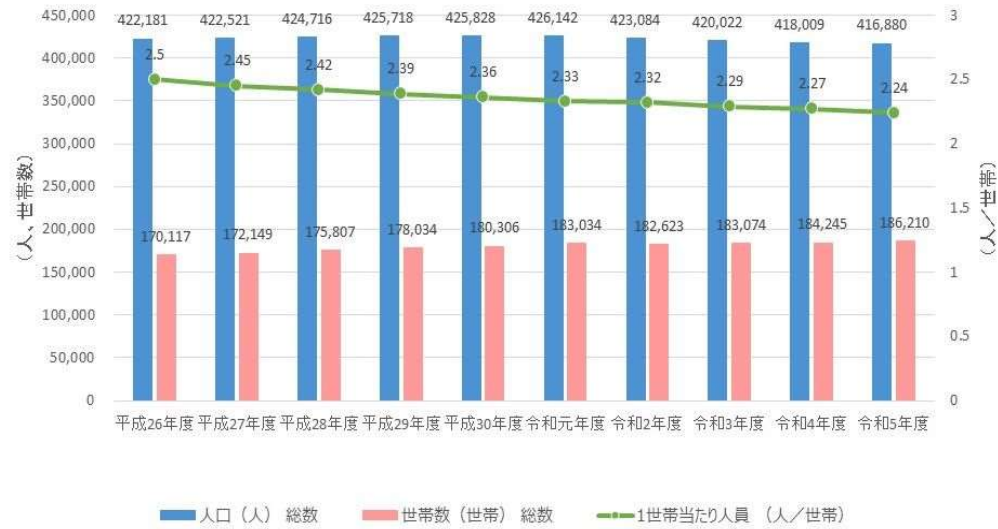
4.計画の位置付け・計画期間・対象区域



1. 豊田市のごみ処理の現状等※計画素案より抜粋

裏面

① 豊田市の人口動態



人口は、平成 27 年度から令和元年度にかけて徐々に増加を続けていたが、令和元年度を境に急速な減少を続けている。また、1 世帯当たり人員は年々減少を続けている。

② 事業所数及び従業者数の推移

区分	平成 24 年 (2 月 1 日現在)	平成 26 年 (4 月 1 日現在)	令和 3 年 (6 月 1 日現在)
事業所数	13,786	13,981	13,047
従業者数（人）	237,125	253,165	258,806

平成 24 年度から平成 26 年度にかけて事業所数は増加したが、令和 3 年度に事業所数は減少した。従業者数は平成 24 年度から令和 3 年度にかけて増加している。

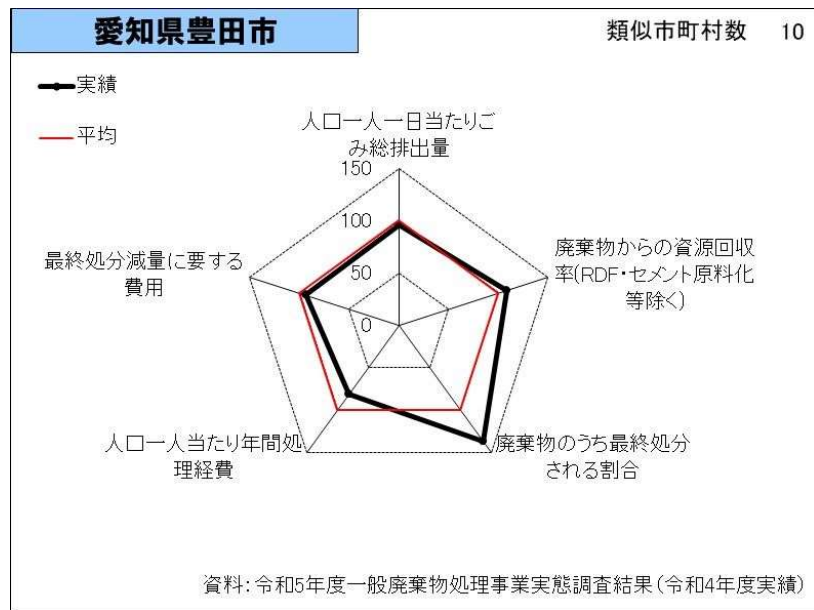
③ 一般廃棄物処理経費



主な変動は清掃工場費によるものであり、令和 4 年度からは渡刈クリーンセンターの基幹的設備改良工事が事業費の増加に影響している。

近年は物価上昇があり、年々処理経費も上昇しており、大きな施設整備がないときは約 6 5 億円から 7 0 億円程度の費用で一般廃棄物の処理を行っている。

④ 他の自治体との比較



本市と都市形態区分、産業構造及び人口規模が類似（39～45 万人）する自治体として 9 市あり、本市を含む 10 市の平均値との比較では、「人口 1 人 1 日当たりごみ排出量」は平均を超えており、類似自治体と比較して多い傾向にある。一方で、「廃棄物からの資源回収率」は平均を超えている。費用面では、「人口一人あたり年間処理経費」と「最終処分減量に要する費用」は平均よりも高く、コスト面に改善の余地がある可能性がある。

「廃棄物のうち最終処分される割合」は、類似自治体間より低く、他都市よりも最終処分量が少ないことが特徴となっている。

2. 市民・事業者・行政の役割※計画素案より抜粋

（1）市民の役割

- 一人ひとりがごみの排出者としての自覚・責任を持ち、自らの行動が脱炭素や事業費の低減につながることを意識し、自主的にごみの減量（リデュース）、再使用（リユース）に取り組む。
- 資源循環・適正処理の一翼を担う主体の一人として、資源や危険物などの分別を徹底し、市が進めるリサイクル事業などに協力して取り組む。

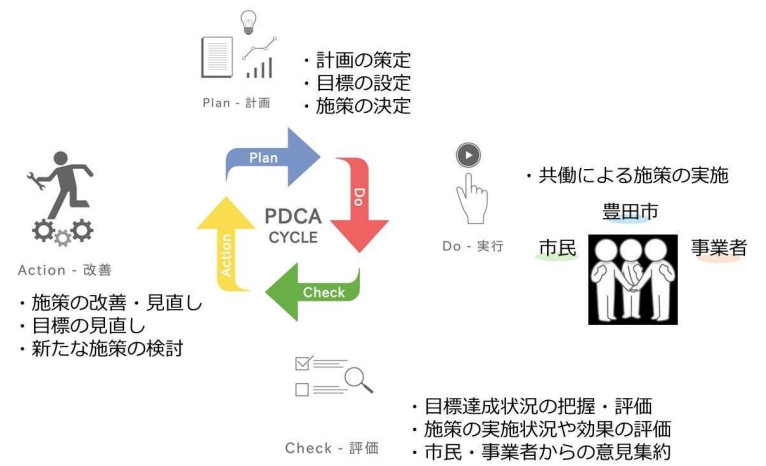
（2）事業者の役割

- 事業活動に伴うごみの排出抑制に努めるとともにリサイクル可能な資源の分別と適正排出に努める。
- 過剰包装の抑制や適量の飲食提供などを通じて、顧客である市民のごみ減量の取組に協力する。
- 製品の製造・販売においては、環境負荷の低減や分別・リサイクルしやすい製品の提供を意識する。
- 事業活動を通じて行っている、ごみの減量やリサイクルにつながる取組について、市と連携することでより効果が高まるものは、積極的に市に働き掛ける。
- それぞれの事業活動に応じて、従業員への正しいごみの分別方法や減量化に関する啓発等を行う。

（3）行政（市）の役割

- 環境教育、ごみ減量・資源循環に関する普及啓発のため、世代や居住地などの違いを意識したテーマや情報発信の場所やツールの充実を図る。
- 資源循環、脱炭素と共に、将来の人口減少や超高齢化社会の進行といった社会課題や災害時も意識した、安定的かつ持続可能な一般廃棄物の収集・処理体制を整備する。
- 市民や事業者の取組を支援するだけでなく、市民・事業者が参加しやすい仕組みを整え、連携しながら共働で取組を進める。

3. 計画の進行管理※計画素案より抜粋



進行管理の方法は、“P D C A サイクル”（Plan・Do・Check・Action）に基づいて進める。“P D C A サイクル”は、各年度の「小さいサイクル」と、計画改定及び中間見直し時の「大きいサイクル」に当てはめる。

部会での主な委員意見への対応

No.	意見概要	対応方針
1	(第2回) 現状では、市民個人に向けた視点が強い印象があるが、企業も市民の一部として考えていくべきである。経済合理性から現状では回収せず、廃棄を選択しているものの高い意識を持つ事業者を支援する施策があるとよい。	以下に示す事業等を踏まえて対応していきます。 (資料 1-3 を参照) ・ No.12・39【新規】事業者・従業員向け啓発・勉強会事業 ・ No.22【重点】質の高いリサイクルの推進事業 ・ No.55【重点・新規】ごみ処理や資源循環について、関係主体と連携した市民が学ぶ・自ら考える仕掛けづくり また、事業者を求める役割等は計画の中に記載しました。 (資料 1-1 の裏面及び素案：57p (3) を参照)
2	(第2回) 市民への情報発信について、既存の啓発資料が周知されていないため、各自治区に配布するなど、豊田市民が広く身近に手に取れるよう整備すべきである。	以下に示す事業等を踏まえて対応していきます。 (資料 1-3 を参照) No.54【重点・新規】の事業として戦略的な情報発信事業を設け、情報の受け取り側に応じて、発信する内容や場所、発信媒体・ツールを使い分けるなどの取組を行います。
3	(第2回) 事業者によって関心の強さは異なるが、事業者が市の一般廃棄物処理の現状や課題を知る機会がないと感じる。市民だけではなく、事業者に対しても正確な情報発信を進めるとよいと考える。	No.1 や No. 2 の意見と同様、事業者・従業員向けの内容を含む啓発・情報発信の取組などを通して対応していきます。
4	(第2回) ・ 食品ロスに関しては、“賞味期限”と“消費期限”の違いをできていない市民が多いと感じる。 ・ また、小型家電も市の収集だけではなく、普段の出かける機会の多い商業施設などで簡単に市民が排出できる仕組みがあるとよい。	以下に示す事業等を踏まえて対応していきます。 (資料 1-3 を参照) ・ No.1 食品ロス削減に向けた啓発・情報発信事業 ・ No.22【重点】質の高いリサイクルの推進事業

No.	意見概要	対応方針
5	(第2回) 社会的な潮流や市の課題以外に、地域間や世代間のギャップを意識することが必要である。外国人居住者に対するサポートや、これまでの拠点で学ぶ方式から、暮らしの中で学ぶ仕組みがあってもよい。	以下に示す事業等を踏まえて対応していきます。 (資料 1-3 を参照) ・No.8【拡充・重点】外国人に対する啓発ツールの充実 ・No.12・39【新規】事業者・従業員向け啓発・勉強会事業 ・No.55【重点・新規】ごみ処理や資源循環について、関係主体と連携した市民が学ぶ・自ら考える仕掛けづくり
6	(第3回) 新たな指標の「プラスチックの分別協力率」は、市民には分かりにくいのでないか。	(資料 1-1 及び素案：58p を参照) 指標名を「プラスチック使用製品廃棄物の分別適正率」に変更しました。計画の中にコラムとして、指標（数値）の考え方と現状を市民にも分かりやすい説明を加えました。
7	(第3回) 燃やすごみに混入されていた、プラスチックごみをどの程度、分別すればよいかを示せるとよい。	目標年度で1人1日あたりに換算すると19gを分別する必要があります。 サイズにもよりますが、環境省の試算ではレジ袋1枚当たりが約6.25グラム～10グラムとされています。この情報を計画の中にコラムや計画の概要等に加える予定です。
8	(第3回) 現行計画にある事業からやめるものは、理由等の整理が必要ではないか。	(資料 1-3：11p から 12p を参照) 資料 1-3 で整理しました。
9	(第3回) 「多言語によるごみ出しマナーの周知」について、外国人への偏見など、市民からの誤解を生まないように表現の工夫が必要と感じる。	(資料 1-3：No.8 を参照) 「外国人に対する啓発ツールの充実」に事業名を修正しました。
10	(第3回) 「⑦共働きの推進」について、具体的に新規性が示されるとよい。	「⑦共働きの推進」は基本施策①～⑤全体に関わる基盤として、新たに枠組みをつくったという意図があります。そのため、新規性については、⑦自体で示すのではなく、個々の施策にぶら下がる事業の中で示していきます。
11	(第3回)	(資料 1-3 及び、素案：63p から 77p を参照)

No.	意見概要	対応方針
	施策一覧に示される実施主体について、事業によっては、印がついていない対象も積極的に動くべきだと感じる事業がある。	事業主体の再確認を行い、取組の濃淡に応じて◎と○を使用した内容に修正しました。
12	(第3回) 事業主体について、◎や○等を使用して重み付けするなど、示し方を変えるのも良いのではないかな。	(資料 1-3 及び、素案：63 p から 77 p を参照) 事業主体の再確認を行い、取組の濃淡に応じて◎と○を使用した内容に修正しました。
13	(第3回) ごみを減らしたり、環境に配慮している先進的な事業者に対して、表彰等のインセンティブがあると事業者の取組への動機づけによいのではないかな。	現時点では、表彰等の取組は想定していませんが、事業者・従業員向け啓発・勉強会事業などを通して、事業者と取り組むことの意義などを発信していきます。
14	(第3回) 豊田市のごみ排出状況や資源循環の面で、全国的にどのような立ち位置にいるのかをわかりやすく公表することで、市民・事業者が自分たちの取組がどう貢献しているかが見え、取り組むことへの負担感は減るのではないかな。	(素案：45 p から 46 p を参照) 計画の中で、他都市との比較内容を記載し、その内容を積極的に情報発信していきます。
15	(第3回) 市民、事業者に寄り添って進める視点が見えるとよい。	全ての事業の基盤となっている、No.54【重点・新規】戦略的な情報発信及び、No.55【重点・新規】ごみ処理や資源循環について、関係主体と連携した市民が学ぶ・自ら考える仕掛けづくりに基づいた取組であることを、次期計画の概要版等で紹介する予定です。
16	(第3回) 生ごみの削減が課題となっているが、その中でも食品ロスが強調されるようにした方がよいと感じた。	以下に示す事業等を踏まえて対応していきます。 (資料 1-3 を参照) ・No.1【拡充・重点】食品ロス削減に向けた啓発・情報発信事業 ・No.2 食品ロス量の実態調査事業 ・No.3. フードドライブの実施支援事業

「施策の柱①：廃棄物の発生抑制の促進」

各事業における主体性

基本施策（１）：【家庭ごみの発生抑制】

No.	事業	概要	市民	事業者	市	関連する現行計画の施策	関連する現行計画の事業	現行計画との関連性
1	食品ロス削減に向けた啓発・情報発信事業	市民に対して、食品ロス削減に関する啓発と情報発信を進める。これまで実施している事業を評価し、必要に応じて内容の見直しや強化を図るとともに、啓発対象を意識した効果的な発信を進める。	◎		◎	家庭系廃棄物の減量	・食品ロス削減啓発ポスターの募集と掲示 ・食品ロスの削減に関する情報の収集及び提供 ・新環境に配慮した食生活の啓発	事業統合
2	食品ロス量の実態調査事業	市内の家庭系食品ロスの排出実態を把握するための調査等を定期的に実施する。			◎	家庭系廃棄物の減量	・食品ロス量の実態調査等の実施	内容・名称見直し
3	フードドライブの実施支援事業	市民や事業者から余った食材や賞味期限の近い食品を集め、必要とする人たちへ提供するための活動の支援等を行う。	◎	○	◎	家庭系廃棄物の減量	・フードドライブの実施	内容・名称見直し
4	【拡充】コンポスト等の活用促進事業	家庭から発生する生ごみの再生利用（堆肥化等）を促進する。生ごみ処理機器購入補助金の促進や、カバン型コンポストの配布場所の拡充等を検討する。	◎	○	◎	家庭系廃棄物の減量 家庭系廃棄物の再利用・再生利用	・ダンボールコンポスト等の活用促進	内容拡充
5	【拡充】地域・世代などの対象に応じたごみ減量・分別等に関する効果的な啓発事業	ごみの減量や食品ロス削減対策の必要性など、自治区や各種団体等に対する啓発を強化する。また、地域や世代のほか、新規居住者など対象に応じた、効果的な啓発方法を検討する。			◎	分かりやすい情報発信	・わかりやすい情報発信と仕掛けづくり	内容拡充
6	【拡充】生ごみの堆肥化等による地域循環の検討	生ごみをコンポスト等で堆肥化して、地域の市民農園等と連携し再循環利用する。	◎	○	◎	家庭系廃棄物の再利用・再生利用	・生ごみの堆肥化等による地域循環の検討	内容拡充
7	「資源・ごみの分け方・出し方」ごみカレンダー等を活用した情報発信	全戸配布するごみカレンダーやごみガイドブックを活用し、ごみの分別等を促進する。分別区分の変更等が生じた際には、内容を更新する。			◎	分かりやすい情報発信	・「資源・ごみの分け方・出し方」ごみカレンダーを活用した情報発信	継続事業

8	【拡充・重点】 外国人に対する啓発ツールの充実	やさしい日本語等を用いて正しいごみ出しルールの周知を図る。	◎		◎	分かりやすい情報発信	・多言語によるごみ出しマナーの周知	内容拡充
9	【新規】 マイボトル持参運動の促進	市民がマイボトルを利用しやすい環境の整備や啓発事業等を行う。	◎	○	◎			新規事業

基本施策（２）：【事業系ごみの発生抑制】

No.	事業	概要	市民	事業者	市	関連する現行計画の施策	関連する現行計画の事業	現行計画との関連性
10	「手前どり運動」促進事業	食品ロスの削減に向けた取組を共に進める事業者や団体等の拡充を図るとともに、食品関連事業者等の取組に対する支援を行う。	○	◎	◎	事業系一般廃棄物の減量	食品ロス削減「手前どり運動」の開催	内容・名称見直し
11	（再掲） フードドライブの実施支援事業	市民や事業者から余った食材や賞味期限の近い食品を集め、未利用食品等を提供するための活動の支援等を行う。	○	◎	◎	事業系一般廃棄物の減量	フードドライブの実施	内容・名称見直し
12	【新規】 事業者・従業員向け啓発・勉強会事業	事業者や従業員に対して、家庭とは異なるごみ処理のルール等について、学ぶ機会を作っていく。		◎	◎	・事業系一般廃棄物の減量 ・廃棄物の適正処理に必要な情報の周知と指導の推進	・食品ロスの削減に関する情報の収集及び提供 ・廃棄物適正処理推進員による訪問啓発事業	新規事業
13	【拡充】 食品残さの資源化事業の促進	食品関連事業者全体から発生する「食品残さ」を緑のリサイクルセンター等で堆肥化し、それを用いて野菜等の農産物を生産し地域内循環を図る。		◎	◎	事業系廃棄物の再利用・再生利用	事業系生ごみの資源化（優良な民間施設の活用を含む。）	内容拡充
14	【重点】 事業系資源物等のリサイクル施設（民間施設含む）への誘導	リサイクルが可能な紙類（新聞/雑誌/段ボール/OA 紙/その他の古紙など）、刈草、せん定枝等を民間施設等へ搬入するよう誘導する。		◎	◎	事業系廃棄物の再利用・再生利用	刈草・せん定枝の資源化	内容・名称見直し

基本施策（３）：【使用済製品等の再使用の促進】

No.	事業	概要	市民	事業者	市	関連する現行計画の施策	関連する現行計画の事業	現行計画との関連性
15	粗大ごみの再生施設「リユース工房」事業	物を大切に長く使う意識啓発やごみ減量や再使用・リサイクルに対する理解を深めるため、家庭から粗大ごみ等として排出された家具等を清掃・補修し、リユース家具として展示販売する。	◎		◎	家庭系廃棄物の再使用・再生利用	粗大ごみの再生施設「リユース工房」事業	継続事業
16	【新規】搬入ごみ等再利用施設「リユーススポット」事業	家庭から市の清掃施設へ搬入された家具等を簡易清掃し、リユース（再使用）品として譲渡・販売する	◎		◎			新規事業

「施策の柱②：資源の循環利用の促進」

基本施策（１）：【資源の再生利用の促進】

No.	事業	概要	市民	事業者	市	関連する現行計画の施策	関連する現行計画の事業	現行計画との関連性
17	【重点】 雑紙分別袋の利用促進事業	紙資源のリサイクルを推進するため雑紙分別袋の利用促進を啓発する。	◎		◎	家庭系廃棄物の減量 家庭系廃棄物の再使用・再生利用	雑紙分別袋の利用促進 雑紙の資源化推進事業	継続事業
18	（再掲）【拡充】 生ごみの堆肥化等による地域循環の検討	生ごみをコンポスト等で堆肥化して、地域の市民農園等と連携し再循環利用する。	◎	◎	◎	家庭系廃棄物の再使用・再生利用	生ごみの堆肥化等による地域循環の検討	内容拡充
19	（再掲）【拡充】 コンポスト等の活用促進事業	家庭から発生する生ごみについては、再生利用（堆肥化等）を促進する。生ごみ処理機器購入補助金の促進や、カバン型コンポストの配布場所の拡充等を検討する。	◎	○	◎	家庭系廃棄物の再使用・再生利用	ダンボールコンポスト等の活用促進	内容拡充
20	集団回収活動の促進事業	集団回収活動を積極的に推進している自治区や子ども会等の団体に対して報奨金を交付し、ごみの減量化及び資源化を促進する。	◎	○	◎	家庭系廃棄物の再使用・再生利用	集団回収活動の促進	継続事業
21	【重点】 製品プラスチックの再商品化の検討・促進事業	「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」に対応し、プラスチック製容器包装にプラスチック製品等を加えた「プラスチック資源」の再商品化を検討・促進する。	◎	◎	◎	家庭系廃棄物の再使用・再生利用	プラスチック資源の一括回収の検討・促進	継続事業
22	【重点】 質の高いリサイクルの推進事業	水平リサイクルの推進や、販売店の自主回収に対して、市と事業者の連携により更に資源の回収を促進する。また、民間の資源回収拠点や事業者の店舗等と連携した資源回収の検討を進める。	◎	◎	◎	・家庭系廃棄物の再使用・再生利用 ・事業系廃棄物の再使用・再生利用 ・再生利用の促進	・資源の水平リサイクルの推進 ・販売店における資源の自主回収の促進 ・小型家電回収事業	継続事業
23	【拡充】 市民のライフスタイルや地域特性に応じた資源回収方法の検討とリサイクルステーション整備事業	都市部のリサイクルステーション運用時間の見直しや山間部での資源回収品目の拡充などを検討するとともに、リサイクルステーションの整備計画に基づき新設、移転、拡充等を検討する。	◎		◎	・家庭系廃棄物の再使用・再生利用 ・再生利用の促進	・リサイクルステーションの利用促進 ・リサイクルステーション整備事業	内容拡充

24	飲食用ガラスびん等の資源化推進事業	飲食用ガラスびん等について、環境委員情報交換会や環境学習、各種イベント等で資源化推進を啓発する。	○	○	◎	廃棄物の再使用・再生利用	飲食用ガラスびん等の資源化推進事業	継続事業
----	-------------------	--	---	---	---	--------------	-------------------	------

基本施策（２）：【新たな資源化方法の検討】

No.	事業	概要	市民	事業者	市	関連する現行計画の施策	関連する現行計画の事業	現行計画との関連性
25	【新規・重点】 使用済み紙おむつの再生利用の検討事業	今後、高齢化が進む社会において紙おむつの発生量が増加することが想定されるため、排出実態を把握した上で、再生利用に向けた検討を行う。	○	◎	◎			新規事業
26	【新規】 現在は焼却・埋立処理されているものの資源化検討事業	現在、焼却や埋め立て処理されている各清掃施設からの処理残さ等について、将来の処理体制の検討とあわせ資源化について検討を進める。	○	○	◎			新規事業

「施策の柱③：廃棄物処理の脱炭素化」

基本施策（１）：【バイオマス・再生材利用等の検討】

No.	事業	概要	市民	事業者	市	関連する現行計画の施策	関連する現行計画の事業	現行計画との関連性
27	【新規】 バイオマス・再生材利用等の導入検討事業	廃棄物の処理過程で使用する物品等の原材料の一部にバイオマスや再生材利用等の導入を検討する。			◎			新規事業

基本施策（２）：【廃棄物からのエネルギー回収・活用の推進】

No.	事業	概要	市民	事業者	市	関連する現行計画の施策	関連する現行計画の事業	現行計画との関連性
28	焼却施設におけるエネルギー回収を進め、地域でのエネルギー利活用事業	焼却施設において回収したエネルギーの活用等、CO2排出量の削減のために導入すべき再生可能エネルギー等の地域内での利用に関する仕組みづくりを行う。	○	○	◎	廃棄物からのエネルギー回収・活用	新たな廃棄物のエネルギー活用の検討	継続事業
29	【新規】次期施設におけるエネルギー利活用方針検討事業	次期施設には、単なるごみ処理施設としての役割だけではなく、施設が持つ機能を活かし、多面的価値の創出を目指した検討を進める。	○	○	◎			新規事業
30	【重点】植物性廃食用油資源化事業	回収した廃食用油を精製して、資源として再利用する。	◎	○	◎	廃棄物からのエネルギー回収・活用	植物性廃食用油資源化事業	継続事業
31	【拡充】環境低負荷の収集車等の導入検討事業	技術動向に応じて水素車や再エネ由来のエネルギーを動力とする EV 車両・重機等の導入を検討する。		○	◎	廃棄物からのエネルギー回収・活用	新たな廃棄物のエネルギー活用の検討	内容拡充
32	溶融スラグの資源化	埋立物を減量するため、渡刈クリーンセンターで一般廃棄物を熱分解し、その際に発生した灰分を高温で溶かし、冷却・固化した溶融スラグを資源化する。			◎			継続事業

基本施策（３）：【効率的・安定的な収集・運搬体制の構築】

No.	事業	概要	市民	事業者	市	関連する現行計画の施策	関連する現行計画の事業	現行計画との関連性
33	（再掲）【拡充】環境低負荷の収集車等の導入検討事業	技術動向に応じて水素車や再エネ由来のエネルギーを動力とする EV 車両・重機等の導入を検討する。		○	◎	安心かつ効率的なごみ処理体制の整備	効率的な収集運搬体制の整備	内容拡充
34	【拡充】ふれあい収集事業	ごみ出し困難な世帯で出た生活ごみの戸別収集を実施する。今後の高齢化の拡大に応じた事業の在り方や他の	○	○	◎	安心かつ効率的なごみ処理体制の整備	ふれあい収集によるごみ出し支援	継続事業

		方法についても検討を進める。						
35	【新規】 ごみ収集サポートシ ステム導入事業	DX を活用したルート検討など、サポ ートシステムの導入による効率的な 収集運搬体制の整備 し、広域な市域 を効率よく収集するための収集運搬 体制を構築する。		◎	◎	安心かつ効率的なごみ処理体制 の整備	効率的な収集運 搬体制の整備	新規事業
36	ごみ・し尿等収集検 討事業	効率的なごみやし尿の収集の方法や 新たな分別分野に対応した収集方法 を検討する。		◎	◎	安心かつ効率的なごみ処理体制 の整備	効率的な収集運 搬体制の整備	継続事業

「施策の柱④：廃棄物の適正処理の推進」

基本施策（１）：【不適正排出防止への対策強化】

No.	事業	概要	市民	事業者	市	関連する現行計画の施策	関連する 現行計画の事業	現行計画との関 連性
37	事業系一般廃棄物 搬入前検査事業	搬入物の適正処理を図るため、事業 者自らや収集事業者が搬入する事業 系一般廃棄物について検査を実施 し、収集事業者と共に不適正排出事 業者に対する啓発・指導等を実施す る。	◎	◎	○	廃棄物の適正処理に必要な情 報の周知と指導の推進	搬入前検査の実施	継続事業
38	【新規・重点】 リチウムイオン電 池対策事業	リチウムイオン電池が原因と考えら れる収集車両や処理施設の火災が発 生していることから、回収方法の見 直し検討や市民に対する分別の周知 徹底を図る。	◎	◎	◎			新規事業
39	（再掲）【新規】 事業者・従業員向け 啓発・勉強会事	事業者や従業員に対して、家庭とは 異なるごみ処理のルール等につい て、学ぶ機会を作っていく。		◎	◎	・ 事業系一般廃棄物の減量 ・ 廃棄物の適正処理に必要な情 報の周知と指導の推進	・ 食品ロスの削減 に関する情報の 収集及び提供 ・ 廃棄物適正処理 推進員による訪 問啓発事業	新規事業
40	（再掲）【重点】 事業系資源物等の リサイクル施設（民 間施設含む）への誘 導事業	リサイクルが可能な紙類（新聞/雑誌 /段ボール/OA 紙/その他の古紙な ど）、刈草、せん定枝等を民間施設等 へ搬入するよう誘導する。		◎	◎	事業系廃棄物の再使用・再生利 用	事業系生ごみの資 源化 （優良な民間施設 の活用を含む。）	継続事業

基本施策（２）：【不法投棄・不適正処理への対策強化】

No.	事業	概要	市民	事業者	市	関連する現行計画の施策	関連する現行計画の事業	現行計画との関連性
41	不法投棄対策事業	不法投棄対策連絡会による不適正処理対策の連携や不法投棄パトロール隊への支援、監視カメラの設置等を行うと共に、発見された不法投棄物の回収、処理を行う。	◎		◎	不法投棄や不適正処理現場の早期対応の推進	・不法投棄対策連絡会による不適正処理対策の連携 ・不法投棄パトロール隊との連携 ・不法投棄物の回収、処理	事業統合
42	不用品回収業者への監視・指導事業	不適正な廃棄物の取扱いを防止するため、不用品回収業者への監視・指導を行う。	○	◎	◎	不法投棄や不適正処理現場の早期対応の推進	不用品回収業者への監視・指導	継続事業
43	ごみステーションからのごみの持去りの監視・指導事業	ごみステーションからのごみの持去り禁止条例に基づいた監視・指導を行い、ごみステーションに排出されたごみの適正処理を図る。	○	◎	◎	不法投棄や不適正処理現場の早期対応の推進	ごみステーションからのごみの持去りの監視・指導	継続事業
44	DX・AI・IoTを活用した不法投棄等の早期発見・対策の検討事業	DX・AI・IoTを活用した対策の検討を進める。また、航空写真の解析による調査や通報に関する覚書締結団体からの通報により、不法投棄等を早期に発見し、対応する。	○	◎	◎	不法投棄や不適正処理現場の早期対応の推進	不法投棄等の早期発見	内容・名称見直し

「施策の柱⑤：持続可能な廃棄物処理体制の構築」

基本施策（１）：【災害廃棄物処理体制の強化】

No.	事業	概要	市民	事業者	市	関連する現行計画の施策	関連する現行計画の事業	現行計画との関連性
45	【重点】災害廃棄物処理体制の整備	災害廃棄物処理計画に従って、地域や民間事業者等と連携した災害廃棄物処理体制を構築する。	◎	◎	◎	安心かつ効率的なごみ処理体制の整備	災害廃棄物処理の体制整備	継続事業

基本施策（２）：【安定かつ効率的なごみ処理体制の構築】

No.	事業	概要	市民	事業者	市	関連する現行計画の施策	関連する現行計画の事業	現行計画との関連性
46	処理施設の維持管理と計画的な大規模修繕・整備事業	計画的な設備修繕や延命化整備を実施し、ごみ処理施設を安定的に稼働させる。 渡刈クリーンセンター等の主要設備の経年劣化が進行している施設では、今後も安定稼働を継続する上で大規模修繕等を検討し、適正な時期に必要な整備を行う。			◎	安心かつ効率的なごみ処理体制の整備	処理施設の維持管理と計画的整備	内容・名称見直し
47	グリーン・クリーンふじの丘の残余容量確保事業	将来の埋立ごみ量の見込みに対し、外部の最終処分場を活用し、経費の削減と平準化の視点を踏まえ、グリーン・クリーンふじの丘の残余容量を確保する。			◎	安心かつ効率的なごみ処理体制の整備	グリーン・クリーンふじの丘の残余容量の確保	継続事業
48	グリーン・クリーンふじの丘第２期埋立処分場の整備事業	第１期埋立処分場の埋立終了に備え、第２期埋立処分場の開設に向けた整備等を行う。			◎	安心かつ効率的なごみ処理体制の整備	グリーン・クリーンふじの丘第２期埋立処分場の整備	継続事業
49	【新規】次期施設整備及び運営事業の検討事業	将来に渡って安定かつ効率的なごみ処理を確保するための施設整備及び運営について、検討を進め、施設整備計画を策定する。			◎			新規事業

基本施策（３）：【費用負担の在り方の検討】

No.	事業	概要	市民	事業者	市	関連する現行計画の施策	関連する現行計画の事業	現行計画との関連性
50	ごみ処理費用負担の検討事業	排出者負担の公平性を確保するため、排出量に応じたごみ処理費用負担のあり方（有料化等）を検討する			◎	費用負担の在り方の検討	費用負担の在り方の検討	継続事業
51	【新規】次期施設整備に向けた基金等の設置検討事業	将来の施設整備に備え、基金等の設置を検討する。			◎			新規事業
52	ごみ処理費に関する情報発信事業	市のごみ処理費用に対する理解を促進するため、情報提供を行う。			◎	費用負担の在り方の検討	費用負担の在り方の検討	継続事業

53	ごみ処理手数料の改定	ごみ処理手数料の見直しの検討を定期的に実施する。			◎	費用負担の在り方の検討	費用負担の在り方の検討	継続事業
----	------------	--------------------------	--	--	---	-------------	-------------	------

「施策の柱⑥：学習機会・知識の提供・情報発信」

基本施策（１）：【分かりやすい情報の公開・発信】

No.	事業	概要	市民	事業者	市	関連する現行計画の施策	関連する現行計画の事業	現行計画との関連性
54	【重点・新規】 戦略的な情報発信	環境学習事業に加え、市民・事業者の協力が全ての事業の基盤となるため、施策の柱や個別事業に応じたテーマやターゲットを意識した効果的な情報の公開・発信を行う。 その際、情報の受け取り側（市民・事業者・各種団体/若者・高齢者/都市・山村部/転入者・外国人など）に応じて、発信する内容や場所、発信媒体・ツールを使い分ける。	○	○	◎	・家庭系廃棄物の減量 ・家庭系廃棄物の再利用・再生利用 ・分かりやすい情報発信	・出前講座「資源・ごみの分別とダイエット作戦」 ・地域へのごみ減量・分別の啓発強化 ・分かりやすい情報発信と仕掛けづくり	新規事業

「施策の柱⑦：共働きの推進」

基本施策（１）：【各主体との連携体制構築と市民参加の機会創出】

No.	事業	概要	市民	事業者	市	関連する現行計画の施策	関連する現行計画の事業	現行計画との関連性
55	【重点・新規】 ごみ処理や資源循環について、関係主体と連携した市民が学ぶ・自ら考える仕掛けづくり	市民団体や事業者など様々な主体との連携体制を構築し、普段の生活の中で、ごみ処理や資源循環について考えるきっかけを与える仕掛けを作っていく。 また、将来の豊田市を担う子どもたちが大人になってから、自ら考えて行動できるように、継続的に豊田市のごみ処理の現状を学べる機会を作っていく。	◎	◎	◎	・家庭系廃棄物の減量 ・家庭系廃棄物の再利用・再生利用 ・分かりやすい情報発信	・出前講座「資源・ごみの分別とダイエット作戦」 ・環境委員情報交換会の開催 ・エコットを拠点とした暮らしの環境学習事業 ・雑紙の資源化推進事業 ・ごみステーション管理者等への啓発活動の推進 ・地域へのごみ減量・分別の啓発強化 ・分かりやすい情報発信と仕掛けづくり	新規事業

現計画から不掲載とした施策

基本方針 1 廃棄物の発生抑制の促進

施策	事業	取組内容	不掲載とした理由等
家庭系廃棄物の減量	表彰制度の活用	・「食品ロス削減推進大賞」等の国の表彰制度を広め、活用していくことで、取組の重要性を発信する。	・No.1 食品ロス削減に向けた啓発・情報発信事業の1つであるため
	水分ひとしぼり運動の促進	・ごみの減量と安定的な焼却を目的に、生ごみから水分を取り除くように啓発活動を行う。	・No.6【拡充】地域・世代などの対象に応じたごみ減量・分別等に関する効果的な啓発事業における一つの手段であるため
	ごみチェックリストの活用	・チェック項目を設定し、チェックリストを活用したごみの減量を促進する。	・No.53【重点・新規】戦略的な情報発信における一つの手段であるため
事業系一般廃棄物の減量	表彰制度の活用	・「食品ロス削減推進大賞」等の国の表彰制度を広め、活用していくことで、取組の重要性を発信する。	・No.1 食品ロス削減に向けた啓発・情報発信事業の1つであるため
	食品ロス量の実態調査等の実施	・市内の家庭系食品ロスの排出実態を把握するための調査等を定期的に実施する。	・調査方法の見直しを実施したため、事業系一般廃棄物に関するは不掲載とした。
	ごみチェックリストの活用	・チェック項目を設定し、チェックリストを活用したごみの減量を促進する。	・No.53【重点・新規】戦略的な情報発信における一つの手段であるため

基本方針 2 廃棄物の再利用・再生利用の促進

施策	事業	取組内容	不掲載とした理由等
再生利用の促進	公共工事等で発生する廃棄物の資源化・再生材の活用	・施設管理で発生する刈草、せん定枝について、緑のリサイクルセンターや民間事業者を活用して資源化を実施する。 ・公共工事において愛知県リサイクル評価制度の再生資材等の活用を促進する。	・市として継続して取り組んでおり、あえて施策に挙げなくても継続するため。

基本方針3 廃棄物エネルギーの活用

施策	事業	取組内容	不掲載とした理由等
廃棄物からのエネルギー回収・活用	エネルギーの地産地消の仕組みづくりの検討	・焼却施設において回収したエネルギー等を調達し、地域内に供給するエネルギー事業体の検討を行う。	・既存施設については、地産地消の取組をすでに実施しているため。
	焼却施設におけるエネルギー回収	・渡刈クリーンセンターで効率的に発電し、エネルギー回収する。	・施設の改良工事を行うとともに、民間委託により、民間ノウハウを活用した効率的な運転が行われているため。

基本方針4 廃棄物の適正処理の推進

施策	事業	取組内容	不掲載とした理由等
廃棄物の適正処理に必要な情報の周知と指導の推進	産業廃棄物処理に関する監視・指導の強化・啓発	・産業廃棄物が適正に処理されるよう、処理業者への立入り・指導を強化する。排出事業者や処理業者向けの講習会を開催し、法令を遵守した処理を推進する。警察等と合同での運搬車両の路上検査を実施し、産業廃棄物の適正な運搬・処理を指導する。	・一般廃棄物に関する計画であることから、「産業廃棄物」という直接的な表現ではなく、事業者への啓発事業として見直し

基本方針5 安心できるごみ処理体制の確保

施策	事業	取組内容	不掲載とした理由等
安心かつ効率的なごみ処理体制の整備	ごみ焼却施設の効率的な運転	・施設整備や搬入予定量を見据え、施設間での搬入調整を行いながら、ごみ焼却施設を効率的に運転する。	・掲施設の運転維持管理については、民間事業者に委託しており、その中で効率的な運転計画や必要な調整が実施されているため。